



2025年5月14日

各 位

会社名 飛島ホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長 高橋 光彦
(コード番号 256A 東証プライム)
問 合 せ 先 I R推進部長 竹川 昌仁
TEL 03-6455-8400

業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入しておりますところ、本日開催の取締役会において、本制度に関する議案を2025年6月27日開催の第1回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に付議することを決議するとともに、取締役を兼務しない執行役員につきましても、本制度の対象として追加すること（以下「本改定」といいます。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 背景及び目的

当社は、取締役の報酬と当社の業績及び株価との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）を対象として、当社定款附則第2条第2項に基づき会社設立の日から最初の株主総会終結の時までの間につき、飛島建設株式会社（以下「飛島建設」といいます。）の第76回定時株主総会及び第78回定時株主総会において承認可決された業績連動型株式報酬制度と同種の業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

当社は、本制度に関し、飛島建設がみずほ信託銀行株式会社等と締結した2019年8月28日付株式給付信託契約について、2024年10月1日をもって、飛島建設の契約上の地位並びに権利及び義務を承継しておりますところ、本制度に係る当社定款附則第2条第2項は、本総会終結の時をもって失効することとされております。当社といたしましては、本制度の目的に照らし、本制度を継続いたしたく、本制度に関する議案を本総会に付議することといたしました。

また、併せて、取締役を兼務しない執行役員につきましても、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の対象として追加することといたしました。

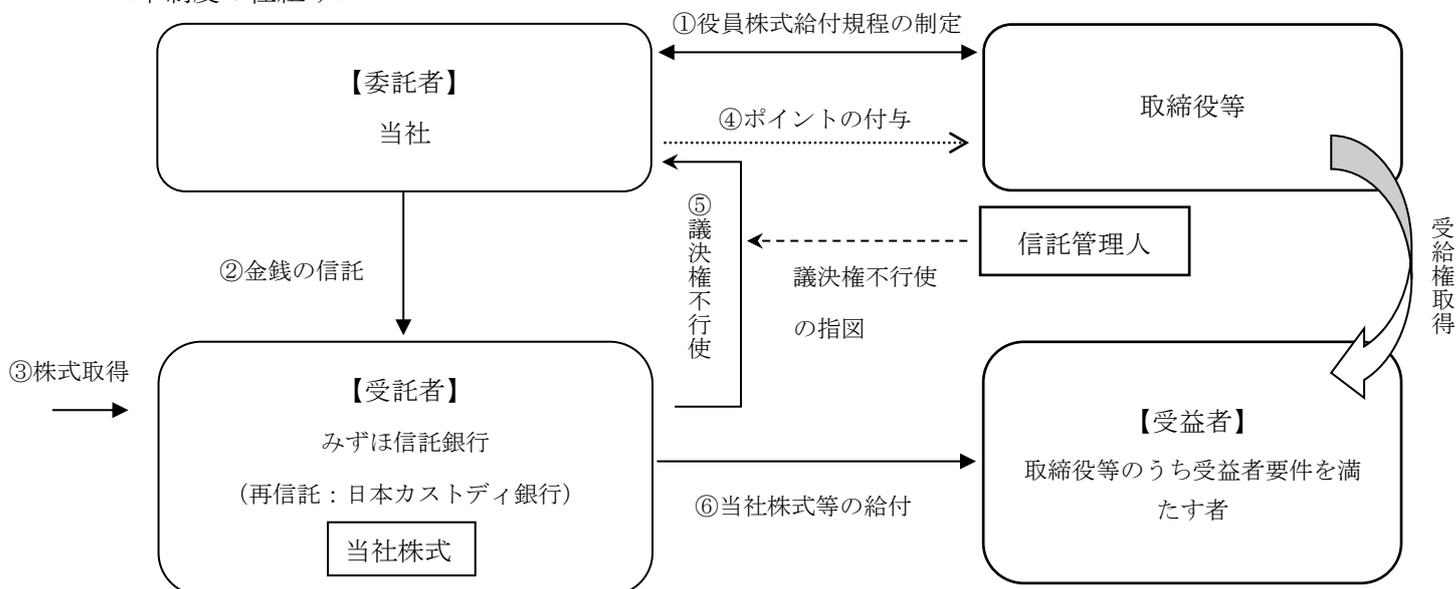
2. 本改定後の本制度の概要

本制度の内容を下記の通り改定いたします。改定前の本制度の内容につきましては、飛鳥建設の2019年5月15日付「業績連動型株式報酬制度導入のお知らせ」をご参照ください。

(1) 本制度の概要

本制度は、飛鳥建設が2024年9月30日までに拠出した金銭及び当社が今後必要に応じて拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役および取締役を兼務しない執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本総会の決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役は、本制度の対象外とします。）および取締役に兼務しない執行役員

(3) 信託金額

飛鳥建設は、本制度に基づく給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を次のとおり拠出し、本信託を設定しております。本信託は、下記（4）のとおり、飛鳥建設が2024年9月30日までに拠出した金銭及び当社が今後必要に応じて拠出する金銭を原資として、当社株式を取得します。

飛鳥建設は、2020年3月末日で終了した事業年度から2022年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、個別に又は総称して「対象期間」といいます。）に対応する必要資金としての金銭を拠出しており、当社は、今後、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり72,000ポイント（うち、取締役分として40,000ポイント、取締役に兼務しない執行役員分として32,000ポイント）であるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は216,000株となります。

(5) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、72,000ポイント（うち、取締役分として40,000ポイント、取締役に兼務しない執行役員分として32,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、

その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

また、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(72,000株)の発行済株式総数(2025年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.3%です。

下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(6) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、在任中に一定の非違行為があった場合又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、指名・報酬委員会の答申を経た取締役会の決定により給付を受ける権利の全部又は一部を取得できない場合があります。

(7) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

【本信託の概要】

- | | |
|--------|--|
| ①名称 | : 株式給付信託 (BBT) |
| ②委託者 | : 当社 |
| ③受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行) |
| ④受益者 | : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| ⑤信託管理人 | : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定 |
| ⑥信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |

⑦本信託契約の締結日 : 2019年8月28日

(当社は、2024年10月1日をもって、飛島建設の契約上の地位並びに権利及び義務を承継しております。)

⑧金銭を信託する日 : 2019年8月28日

⑨信託の期間 : 2019年8月28日から信託が終了するまで

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上